

社会福祉法人嘉啓会 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人嘉啓会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分けされるものとする。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 役員の報酬は無報酬とする。また、評議員は定款第8条に基づき、無報酬とする。

(費用弁償)

第4条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

(公表)

第5条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(細則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に細則で定めるものとする。

附則

この規程は平成29年6月29日（定時評議員会の議決日）から施工する。

別表 1（評議員の費用弁償）

	日 額
評議員会への出席	3, 0 0 0 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3, 0 0 0 円

別表 2（理事への費用弁償）

	日 額
理事会への出席	3, 0 0 0 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3, 0 0 0 円

別表 3（監事への費用弁償）

	日 額
理事会、評議員会等会議への出席	3, 0 0 0 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3, 0 0 0 円